

# 資格制度見直しに関する検討状況 について(報告)

---

令和元年10月9日  
IPネットワーク設備委員会  
事務局

## 1. 答申後の経緯

- 本年5月21日の情報通信審議会からの二次答申を受け、6月に関係団体、指定試験機関で構成される検討連絡会を開催し、見直しの進め方について検討。

### 電気通信事業分野における資格制度の見直しに関する検討連絡会

#### ○関係団体（順不同）

情報通信エンジニアリング協会、情報通信設備協会、情報通信ネットワーク産業協会、電気通信事業者協会、日本ケーブルテレビ連盟

#### ○指定試験機関

日本データ通信協会

#### ○事務局

総務省電気通信技術システム課

- 検討連絡会での意見を踏まえ、事務局において電気通信主任技術者の試験科目構成見直し案を作成。この案を基に8～9月にかけて見直しに関して、電気通信事業者やケーブルテレビ事業者へのヒアリングを実施。

## 2. 見直し案作成の背景

### ● 電気通信主任技術者

- ネットワークのIP化・ソフトウェア化・仮想化の進展、設備構成や通信障害の多様化・複雑化等に伴い、有資格者は「ソフトウェア技術」や「業務マネジメント」の知識・能力が新たに求められる傾向
- 従来の知識に加え、ハードウェアを中心とする設備管理の知識・能力も同時に求められ、通信局舎・電源・空調・ファシリティ等を含めた「通信設備技術」の知識・能力も必要（特定の分野に特化した知識から幅広い知識へ）
- 1人の有資格者に多種多様な専門知識と広範な監督責任を担わせるには限界

### ● 工事担任者

- 資格者数や試験受験者数が少ない資格区分について合理化が必要
- わかりやすい資格区分名への変更

これらを踏まえ、見直し案を検討

## 3. ヒアリング結果（主な意見）

- ネットワークのIP化・仮想化が進展していく中、電気通信主任技術者には幅広い知識が求められることから、「専門科目」はなくしてもよいのでは
- ただし、幅広い知識が必要という観点から、専門科目を単になくすのではなく、「設備及び設備概要」に専門科目の概要部分を残す形がよい
- ソフトウェア管理についての知識としては、ソフトウェアの導入・維持管理に関するものやトラブル対応などに関するものがあればよいのでは

## 4. ヒアリング結果を踏まえた見直し案（別紙1参照）

電気通信事業者等へのヒアリングを踏まえ、次のような見直し案を作成

- 専門科目の一部（概要等）を「伝送交換設備の概要」、「線路設備の概要」に吸収
- 試験科目「伝送交換設備及び設備管理」における新たな区分として「ソフトウェア管理」を追加
- 試験科目「伝送交換設備及び設備管理」の科目構成を見直し（例：サーバ設備）

## 5. 工事担任者資格に関する見直し案（別紙2参照）

- 本年5月の答申を踏まえ、次のような見直し案を作成し、検討連絡会構成員に提示
  - 第二種を廃止し、計5区分とする
  - 資格区分名を電気通信の資格であることが明確な名称へ変更（AIを「アナログ通信」、DDを「デジタル通信」に）
  - 「第一種」、「第三種」を「第一級」、「第二級」に変更

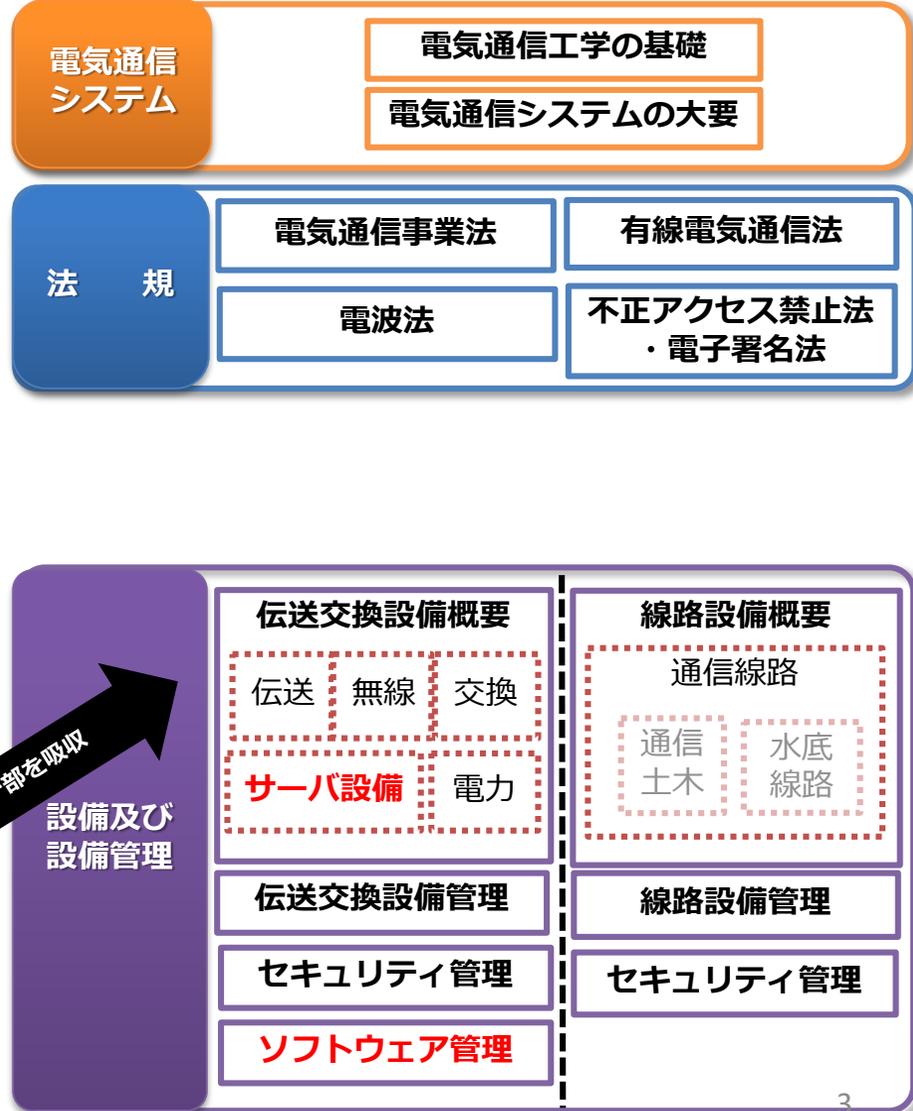
## 6. 今後の予定

- 見直し案を基に、試験科目等の詳細について検討
- 必要な省令及び告示等の改正（年度内）

## 現 行



## 改 正 案



専門科目の一部を吸収

(注) 朱書した科目は新たに追加

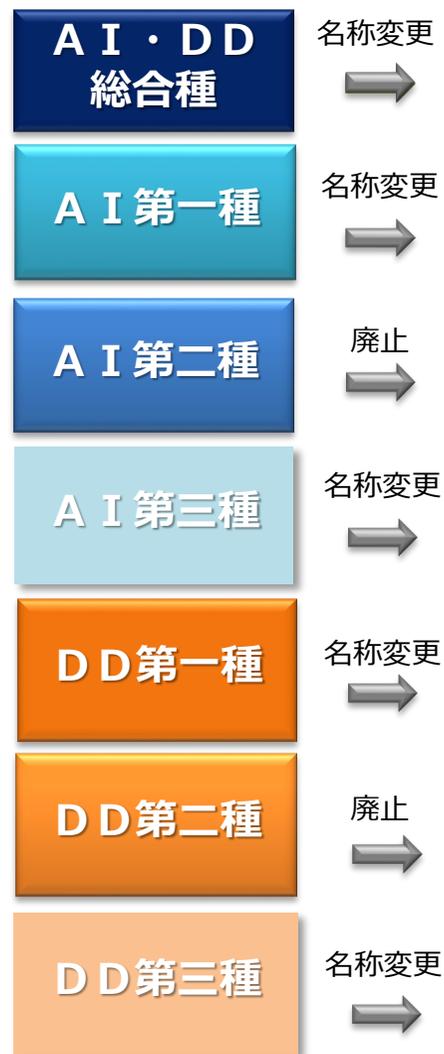
## 見直しの背景

- 電気通信関係の資格であることが不明確  
→ 電気通信関係の資格であることが明確にわかるような名称に変更
- A I 種、D D 種とも、第二種は受験者数が少ない  
→ 第二種について整理

## 改正案

- A I を「アナログ通信」に、D D を「デジタル通信」にそれぞれ変更  
→ 資格によって扱う回線の内容と電気通信関係の資格であることを明確化
- 第二種を廃止し、「第一級」と「第二級」に変更  
→ 各種別間の差が、A I は「扱うことのできる收容回線数の違い」、D D は「回線の伝送速度の違い」だけであることから第二種は廃止。ただし、廃止に伴う経過措置を設定  
→ 第一級、第二級と名称を変えるのは、「種」は有資格者が扱うことのできる対象に差がある場合に使用される場合が多く、「級」は同じ対象を扱うがその規模や容量などが異なる場合に用いられることが多いため

## 現 行



## 改正案

